

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

厚生労働省は、7月25日に「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応」に関する事務連絡を発出しました。同事務連絡は令和3年8月13日付の事務連絡を一部改正したもので、濃厚接触者となった場合、下記の要件等を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないことなどが記載されています。**要件については変更ありません。**

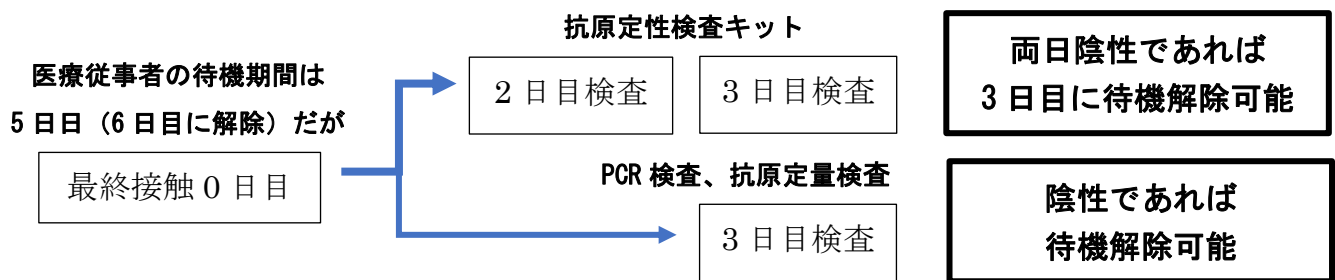
要件

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者。
- ワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種から14日間経過後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合は2回接種済みで、2回目の接種から14日間経過後でも可）に、濃厚接触者と認定された者。
- 無症状で、毎日業務前に核酸検出検査または抗原定量検査（やむを得ない場合は抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を管理者が了解していること。

今回、一部改正されたのは下線を引いている箇所です。待機期間の解除の考え方は図の通りです。

○オミクロン株の濃厚接触者の検査期間は、最終曝露日から 3日間。なお、その場合であっても7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける、マスクを着用するなどの感染対策を求める。

〈外出自粛要請に関する Q&A による濃厚接触者の待機期間の解除の考え方〉



※詳細は、厚労省 HP→政策について→分野別の政策一覧→健康・医療→健康→感染症情報
 →新型コロナウイルス感染症について→自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）
 （新型コロナウイルス感染症）2022 年を参照してください。



各種通知等は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム（<https://www.jda.or.jp/member/>）に掲載しています。



歯科医師向け



メンバーズルーム

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
 常務理事 小山茂幸
 本ニュースレターに関する問い合わせは、
 03-3262-9322（広報課）にご連絡ください